

佐賀県規則第13号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（平成12年佐賀県規則第58号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後			
(薬局管理者兼務許可)				(薬局管理者兼務許可)			
第2条 <u>法第7条第3項</u> ただし書の規定による許可（以下「兼務許可」という。）の申請をしようとする者は、管理者兼務許可申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。				第2条 <u>法第7条第4項</u> ただし書の規定による許可（以下「兼務許可」という。）の申請をしようとする者は、管理者兼務許可申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。			
2 略				2 略			
(店舗管理者及び営業所管理者の兼務許可に関する準用)				(店舗管理者及び営業所管理者の兼務許可に関する準用)			
第6条 第2条から前条までの規定は、次の表の第1欄に掲げる許可について準用する。この場合において、同表の第2欄に掲げる規定中同表の第3欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第4欄に掲げる字句に読み替えるものとする。				第6条 第2条から前条までの規定は、次の表の第1欄に掲げる許可について準用する。この場合において、同表の第2欄に掲げる規定中同表の第3欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第4欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			
第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
<u>法第28条第3項</u> ただし書の規定による許可	略	<u>法第7条第3項</u> ただし書	<u>法第28条第3項</u> ただし書	<u>法第28条第4項</u> ただし書の規定による許可	略	<u>法第7条第4項</u> ただし書	<u>法第28条第4項</u> ただし書
<u>法第35条第3項</u> ただし書の規定による許可	略	<u>法第7条第3項</u> ただし書	<u>法第35条第3項</u> ただし書	<u>法第35条第4項</u> ただし書の規定による許可	略	<u>法第7条第4項</u> ただし書	<u>法第35条第4項</u> ただし書
法第39条の2第2項ただし書の規定による許可	略	<u>法第7条第3項</u> ただし書	略	法第39条の2第2項ただし書の規定による許可	略	<u>法第7条第4項</u> ただし書	略

改正前				改正後									
法第40条の6 第2項ただし 書の規定によ る許可	略	法第7条第3 項ただし書	略	法第40条の6 第2項ただし 書の規定によ る許可	略	法第7条第4 項ただし書	略						
<p>様式第1号（第2条、第6条関係）</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</p> <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> <td style="padding: 0 5px;"> <p>第7条第3項ただし書</p> <p>第28条第3項ただし書</p> <p>第35条第3項ただし書</p> <p>第39条の2第2項ただし書</p> <p>第40条の6第2項ただし書</p> </td> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> </tr> </table> <p>の規定により、管理者の兼務の許可を申請します。</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div>				}	<p>第7条第3項ただし書</p> <p>第28条第3項ただし書</p> <p>第35条第3項ただし書</p> <p>第39条の2第2項ただし書</p> <p>第40条の6第2項ただし書</p>	}	<p>様式第1号（第2条、第6条関係）</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</p> <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> <td style="padding: 0 5px;"> <p>第7条第4項ただし書</p> <p>第28条第4項ただし書</p> <p>第35条第4項ただし書</p> <p>第39条の2第2項ただし書</p> <p>第40条の6第2項ただし書</p> </td> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> </tr> </table> <p>の規定により、管理者の兼務の許可を申請します。</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div>				}	<p>第7条第4項ただし書</p> <p>第28条第4項ただし書</p> <p>第35条第4項ただし書</p> <p>第39条の2第2項ただし書</p> <p>第40条の6第2項ただし書</p>	}
}	<p>第7条第3項ただし書</p> <p>第28条第3項ただし書</p> <p>第35条第3項ただし書</p> <p>第39条の2第2項ただし書</p> <p>第40条の6第2項ただし書</p>	}											
}	<p>第7条第4項ただし書</p> <p>第28条第4項ただし書</p> <p>第35条第4項ただし書</p> <p>第39条の2第2項ただし書</p> <p>第40条の6第2項ただし書</p>	}											
<p>様式第2号（第2条、第6条関係）</p> <p>略</p> <p>年 月 日付けで申請のあった管理者の兼務については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に</p> <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> <td style="padding: 0 5px;"> <p>第7条第3項ただし書</p> <p>第28条第3項ただし書</p> <p>第35条第3項ただし書</p> <p>第39条の2第2項ただし書</p> <p>第40条の6第2項ただし書</p> </td> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> </tr> </table> <p>の規定により、兼</p>				}	<p>第7条第3項ただし書</p> <p>第28条第3項ただし書</p> <p>第35条第3項ただし書</p> <p>第39条の2第2項ただし書</p> <p>第40条の6第2項ただし書</p>	}	<p>様式第2号（第2条、第6条関係）</p> <p>略</p> <p>年 月 日付けで申請のあった管理者の兼務については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に</p> <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> <td style="padding: 0 5px;"> <p>第7条第4項ただし書</p> <p>第28条第4項ただし書</p> <p>第35条第4項ただし書</p> <p>第39条の2第2項ただし書</p> <p>第40条の6第2項ただし書</p> </td> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> </tr> </table> <p>の規定により、兼</p>				}	<p>第7条第4項ただし書</p> <p>第28条第4項ただし書</p> <p>第35条第4項ただし書</p> <p>第39条の2第2項ただし書</p> <p>第40条の6第2項ただし書</p>	}
}	<p>第7条第3項ただし書</p> <p>第28条第3項ただし書</p> <p>第35条第3項ただし書</p> <p>第39条の2第2項ただし書</p> <p>第40条の6第2項ただし書</p>	}											
}	<p>第7条第4項ただし書</p> <p>第28条第4項ただし書</p> <p>第35条第4項ただし書</p> <p>第39条の2第2項ただし書</p> <p>第40条の6第2項ただし書</p>	}											

改正前	改正後
務を許可する。 略	務を許可する。 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。